

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 29日

福山市長 様

提出者

住所 福山市蔵王町五丁目23番1号

氏名 福山市  
福山市病院事業管理者 高倉 範尚

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 084-941-5151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	福山市民病院
事業場の所在地	福山市蔵王町五丁目23番1号
計画期間	2023年(令和5年)4月1日～2024年(令和6年)3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **別紙5, 6のとおり**

①事業の種類	医療業
②事業の規模	506床(病床数)
③従業員数	1243
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙5, 6のとおり

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	—
	排出量	662.64 t	— t
	(これまでに実施した取組)  感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分類方法の周知。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	—
	排出量	644.94 t	— t
	(今後実施する予定の取組)  感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分類方法の周知を継続。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  医療廃棄物管理委員会のラウンド時に、感染性廃棄物の分別状況をチェック。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  医療廃棄物管理委員会ラウンド時の感染性廃棄物分別状況チェックを継続。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項 <b>別紙5, 6のとおり</b>			
①現状	【前年度（      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項 <b>別紙5, 6のとおり</b>			
①現状	【前年度（      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項 <b>別紙5, 6のとおり</b>			
①現状	【前年度（      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2022年度）実績】 <b>別紙5, 6のとおり</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	—
	全処理委託量	662.64 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
マニフェストでの適正な管理。年1回の現地訪問。			

		【目標】		別紙5, 6のとおり	
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物		—	
	全処理委託量	644.94	t	—	t
	優良認定処理業者への処理委託量	—	t	—	t
	再生利用業者への処理委託量	—	t	—	t
	認定熱回収業者への処理委託量	—	t	—	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	t	—	t
	(今後実施する予定の取組)				
産業廃棄物処理業者優良認定制度について活用を検討。					
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

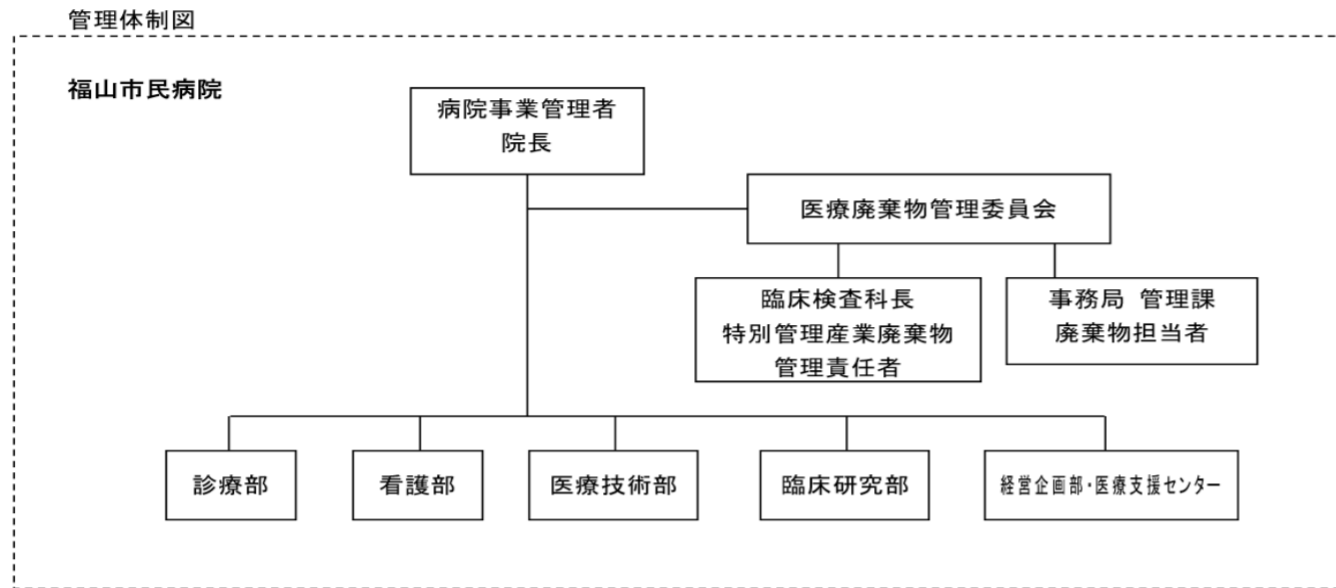


別紙6 (廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	506床(病床数)
③従業員数	1,243人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等, 別紙を参照)



3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分類方法の周知。
②計画	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分類方法の周知を継続。

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 医療廃棄物管理委員会のラウンド時に, 感染性廃棄物の分別状況をチェック。
②計画	(今後, 分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 医療廃棄物管理委員会ラウンド時の感染性廃棄物分別状況チェックを継続。

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) -
②計画	(今後実施する予定の取組) -

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) -
②計画	(今後実施する予定の取組) -

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) -
②計画	(今後実施する予定の取組) -

8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) マニフェストでの適正な管理。年1回の現地訪問。
②計画	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物処理業者優良認定制度について活用を検討。



# 感 染 性 廃 棄 物 処 理 計 画 書

2023年度(令和5年度)

福 山 市 民 病 院

## 1. 感染性廃棄物の処理に関する事項

管理事項	処 理 の 概 要		
	発生場所	廃 棄 物 の 種 類	
感 染 性 廃 棄 物 の 発 生 状 況	手術室	注射器, 注射針, 輸血セット, 輸液セット, 綿花, ガーゼ, メスの刃等,	
	外 来	注射器, 注射針, 輸血セット, 輸液セット, 綿花, ガーゼ, 包帯, メスの刃等	
	病 棟	注射器, 注射針, 輸血セット, 輸液セット, 綿花, ガーゼ, 包帯, メスの刃, ダイアライザー, 血液回路等	
	検査室	注射器, 注射針, 採血管, 血液, ガラス器具, 培地等	
	計	注射器, 注射針, 輸血セット, 輸液セット, 綿花, ガーゼ, 包帯, メスの刃, 採血管, 血液, ガラス器具, 培地, ダイアライザー, 血液回路等  <b>前年度発生量 662.640トン</b>	
分 別	1. 鋭利な物 (注射針、メス等) 2. 液状又は泥状物 (血液、組織等) 3. 固形状物 (血液等付着ガーゼ、血液付着注射器、透析セット等)		
梱 包	プラスチック製容器 [鋭利な物、液状又は泥状物、固形状物] 段ボール製容器 [固形状物]		
表 示	プラスチック製容器 国際生物学的危険性マーク表示 段ボール製容器 国際生物学的危険性マーク表示		
中 間 処 理	焼却処理		
委 託 処 理 等	委託業務	福山市民病院特別管理産業廃棄物 (感染性廃棄物) 収集運搬及び処分業務	
	院内の清掃	業者	本館 (有) マツウラ 東館 (有) アシナサービス 西館 (株) ベッセルテクノサービス
	収集・運搬	業者	岡山産興(株) 許可番号: 第03457040572号
	中間処理	業者	岡山産興(株) 処理方法: 焼却 許可番号: 第03477040572号 設置場所: 岡山県倉敷市中島2407番地の119
	最終処分	業者	

## 2. 緊急時の連絡体制に関する事項

廃棄物保管施設管理者

管理課長 松岡 潔

医療関係機関 管理者	病院事業管理者 高倉 範尚
	TEL 941-5151

都道府県等廃棄物 担当部局	福山市環境部 廃棄物対策課
	TEL 928-1168

特別管理産業廃棄物管理責任者 (感染性廃棄物)	臨床検査科長 小島 大造
	TEL 941-5151

各室廃棄物管理者

本館

担当区域	役職
1・2・3 階外来関係各室	外来看護師長
3 階病棟各室	3 階病棟看護師長
4 階病棟各室	4 階病棟看護師長
5 階病棟各室	5 階病棟看護師長
6 階病棟各室	6 階病棟看護師長
7 階病棟各室	7 階病棟看護師長
放射線関係各室	放射線科長
手術・中材各室	手術・中材看護師長
検査各室	臨床検査科長
人工透析室	外来看護師長
リハビリテーション科	リハビリテーション科長

東館

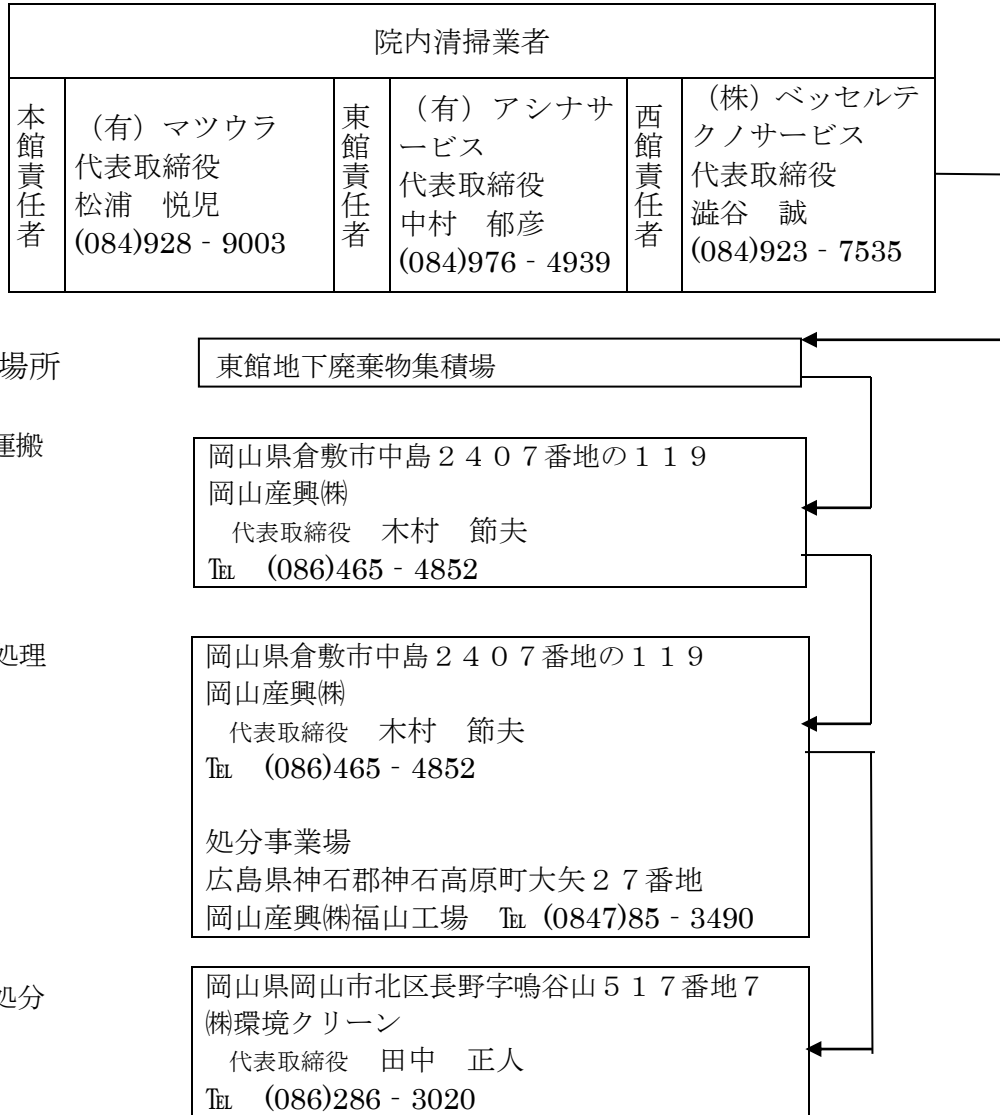
担当区域	役職
1・2 階外来関係各室	外来看護師長
2 階救命救急センター病棟	救命救急センター看護師長
3 階病棟各室	3 階病棟看護師長
4 階病棟各室	4 階病棟看護師長
5 階病棟各室	5 階病棟看護師長
6 階病棟各室	6 階病棟看護師長
放射線関係各室	放射線科長

西館

担当区域	役職
1 階外来関係各室	外来看護師長
2 階内視鏡室	検查看護師長
2 階集中治療室	集中治療室看護師長
3 階管理室	管理課長
4 階病棟各室	4 階病棟看護師長
5 階病棟各室	5 階病棟看護師長
6 階病棟各室	6 階病棟看護師長

2023年度契約業者と廃棄物の流れ

各部署から排出



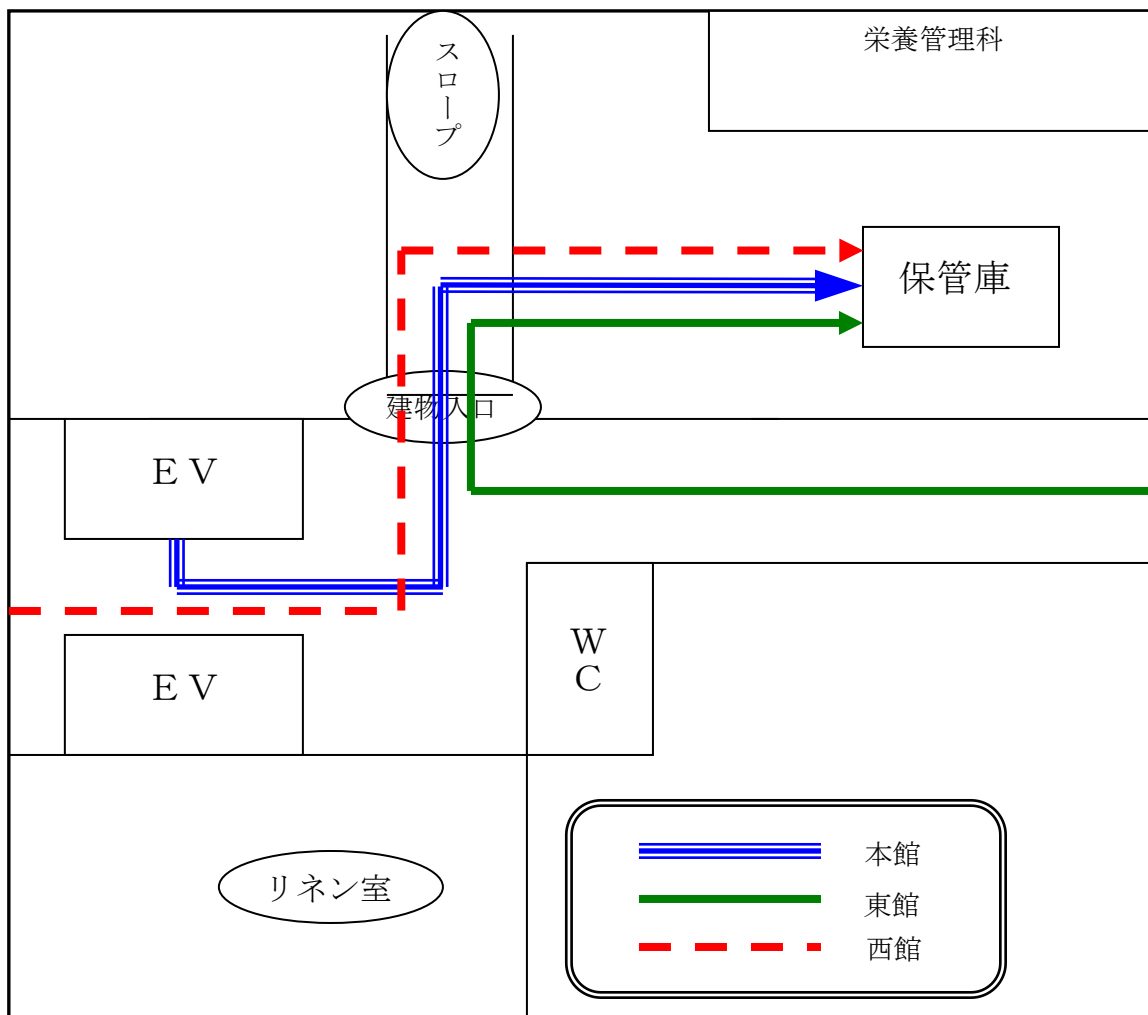
3. 保管方法に関する事項

(1) 使用する密閉容器の材質・寸法・色

	密閉容器	プラスチック袋	ダンボール箱
材質	プラスチック		段ボール
寸法	300×430×550		250×370×550
色	深緑		白色

(2) 保管場所 東館地下廃棄物集積場 (感染性廃棄物保管庫)

地下1階略図



4. 収集・運搬に関する事項

搬出量（参考：2022年度実績）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
排出量 (トール)	171,950	175,900	177,100	177,100	202,300	177,550	178,900

月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
排出量 (トール)	186,600	212,050	203,750	167,000	178,600	2,208,800

保管場所（地下の倉庫に保管・搬出）

換算

$$2,208,800 \text{ トール} \times 0.30(\text{係数}) = 662,640 \text{ kg (662.640t)}$$

5. 中間処理に関する事項

中間処理の方法

処理方法：焼却	処理能力：36.2 t/日	運転時間：24時間/日
焼却方式	固定床燃焼方式	
温度	焼却室：900℃	ガス冷却室出口：190℃
排ガス処理設備	バグフィルター	
焼却灰の熱しやく減量	8%	
排水処理設備	無し	
ダイオキシン類測定結果 (維持管理に伴う測定値)	0.68 ng-TEQ/m <sup>3</sup> (測定日 2022年(令和4年)12月1日)	

6. 最終処分に関する事項

埋立処分の種類	管理型最終処分場	
埋立容量等	計画容量：458,817 m <sup>3</sup>	残存容量：196,000 m <sup>3</sup>
排水処理設備	凝集沈殿	
放流水の分析結果 (維持管理に伴う測定値)	別紙参照	

株式会社環境クリーン 産業廃棄物処理施設維持管理記録簿 【管理型】（令和 5年 5月度）

対象期間：令和 5年 5月 1日 ~ 令和 5年 5月 31日

理め立てた産業廃棄物の種類及び数量【第十二条の二の八、第十二条の七の五、七】

種類	数量
燃えがら	483.04 t/月
汚泥	184.13 t/月
廃プラスチック類（石綿含有含む）	25.49 t/月
紙くず	t/月
木くず	t/月
繊維くず	t/月
動植物性残渣	t/月
ゴムくず	t/月
金属くず	t/月
ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有含む）	72.67 t/月
ぬきい	472.95 t/月
がれき類（石綿含有含む）	192.31 t/月
ばいじん	25.17 t/月
管理要混合物（廃プラ、木、紙、繊維等）	587.07 t/月
廃石綿等	153.50 t/月

残余容量（年度末時点）【第十二条の二の八、第十二条の七の五、七】

測定年月日	令和 5年 3月 31日
測定結果	196,000 m <sup>3</sup>

水質検査の実施状況と措置（年1回）【第十二条の二の八、及び、第十二条の七の五、七、及び】

採取日	地下水		採取日	採取日
	監視井戸（上流）	監視井戸（下流）		
採取場所	監視井戸（上流）	監視井戸（下流）	監視井戸（下流）	放流口
分析結果が得られた日	令和 4年 11月 14日	令和 4年 11月 14日	令和 5年 4月 10日	
分析項目	別紙（水質検査結果）	別紙（水質検査結果）	別紙（水質検査結果）	
分析結果	別紙（水質検査結果）	別紙（水質検査結果）	別紙（水質検査結果）	
異状の有無	有	有	有	
必要な措置を講じた年月日とその内容※1	有	有	有	

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。

水質検査の実施状況と措置（月1回）【第十二条の二の八、及び、第十二条の七の五、七、及び】

採取場所	地下水		採取日	採取日
	監視井戸（上流）	監視井戸（下流）		
採取日	令和 5年 5月 19日	令和 5年 5月 19日	令和 5年 5月 19日	令和 5年 5月 19日
分析結果が得られた日	令和 5年 6月 9日	令和 5年 6月 9日	令和 5年 6月 9日	令和 5年 6月 9日
電気伝導率※2				
塩化物イオン※2	4.9mg/L	13.0mg/L		
水素イオン濃度				7
生物化学的酸素要求量※3				1.5mg/L
化学的酸素要求量※3				10.0mg/L
揮発物質				4mg/L（苯類）
窒素含有量※4				2.00mg/L
異状の有無	有	有	有	
必要な措置を講じた年月日とその内容※1				

施設の高検【第十二条の二の八、及び、第十二条の七の五、七、及び】

点検日	調整池		点検日	点検日
	調整池	調整池		
点検日	令和 5年 5月 23日	令和 5年 5月 23日	令和 5年 5月 23日	令和 5年 5月 23日
異状の有無	有	有	有	有
必要な措置を講じた年月日とその内容※1				

※2、3 いずれかを記載すること。

※4 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。

株式会社環境クリーン 水質検査結果 [管理型]

地下水				
	単位	監視井戸 (上流)	監視井戸 (下流)	定量下限値
1	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.0005
2	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.0005
3	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.001
4	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.005
5	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.02
6	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.005
7	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.1
8	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.0005
9	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.002
10	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.0005
11	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.002
12	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.0002
13	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.0004
14	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.002
15	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.004
16	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.0005
17	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.0006
18	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.0002
19	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.0005
20	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.0003
21	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.001
22	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.001
23	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.002
24	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.005
25	mg/L	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.0002
26	pg-TEQ/L	0.044	0.057	0.0002

※ダイオキシン類については地下水及び放流水の採取日が異なるので下記に記載する。

- ・監視井戸 (上流) — (採取日: 2022年 10月26日) (分析結果が得られた日: 2022年 11月 24日)
- ・監視井戸 (下流) — (採取日: 2022年 10月26日) (分析結果が得られた日: 2022年 11月 24日)
- ・放流水 — (採取日: 2022年 10月28日) (分析結果が得られた日: 2022年 11月 24日)

放流水			
	単位	処理水 (放流水)	定量下限値
1	mg/L	定量下限値未滿	0.0005
2	mg/L	定量下限値未滿	0.0005
3	mg/L	定量下限値未滿	0.001
4	mg/L	定量下限値未滿	0.005
5	mg/L	定量下限値未滿	0.1
6	mg/L	定量下限値未滿	0.02
7	mg/L	定量下限値未滿	0.005
8	mg/L	定量下限値未滿	0.1
9	mg/L	定量下限値未滿	0.0005
10	mg/L	定量下限値未滿	0.002
11	mg/L	定量下限値未滿	0.0005
12	mg/L	定量下限値未滿	0.002
13	mg/L	定量下限値未滿	0.0002
14	mg/L	定量下限値未滿	0.0004
15	mg/L	定量下限値未滿	0.002
16	mg/L	定量下限値未滿	0.004
17	mg/L	定量下限値未滿	0.0005
18	mg/L	定量下限値未滿	0.0006
19	mg/L	定量下限値未滿	0.0002
20	mg/L	定量下限値未滿	0.0005
21	mg/L	定量下限値未滿	0.0003
22	mg/L	定量下限値未滿	0.001
23	mg/L	定量下限値未滿	0.001
24	mg/L	0.004	0.002
25	mg/L	13	0.01
26	mg/L	1.2	0.1
27	mg/L	2.9	0.01
28	mg/L	定量下限値未滿	0.5
29	mg/L	定量下限値未滿	0.5
30	mg/L	定量下限値未滿	0.2
31	mg/L	0.01	0.01
32	mg/L	0.02	0.01
33	mg/L	定量下限値未滿	0.1
34	mg/L	定量下限値未滿	0.1
35	mg/L	定量下限値未滿	0.1
36	個/cm3	0	0
37	mg/L	定量下限値未滿	0.01
38	mg/L	定量下限値未滿	0.005
39	pg-TEQ/L	0	